

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年4月22日から令和2年5月14日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部 ごみ減量課及び環境事業所

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和2年2月29日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) ごみ減量課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 入札案件であるにも関わらず、随意契約をしているものがあつた。

【地方自治法第234条第2項】

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由が不明確なものが散見された。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(ウ) 佐久島生ごみ処理機保守点検業務委託契約において、契約書と見積書の業務内容が異なっていた。

【委託契約書業務仕様書】

(2) 環境事業所

ア 契約事務において、契約締結伺いに契約保証金免除に関する記載がないものが散見された。基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

【契約規則第31条】

イ 公印の使用について、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。 【公印規則第8条】